

中外製薬株式会社埼玉支店と協定締結 市民の健康づくりで企業と連携

北本市は、中外製薬株式会社関東北・甲信越統括支店埼玉支店と「健康づくりにおける連携及び協力に関する協定」を締結します！

北本市と同社は、これまでも健康づくりに関する計画や事業展開について情報交換し、当市の健康課題を共有、今後の方向性について話し合う機会を重ねてきました。今後さらに市民の健康づくりを進めるために、協定締結に至りました。

協定締結により、市民が更に健康で充実した生活を送ることができるよう、民間企業のノウハウを取り入れながら、生活習慣病の予防等健康づくり事業を強化します！

【協定締結式】

- 日時 8月19日（月）10:00～10:30
- 会場 北本市役所 応接室（北本市本町1-1-11）
- 出席者 北本市 北本市長 三宮 幸雄
中外製薬株式会社 関東北・甲信越統括支店
埼玉支店長 中井 勝矢
- 内容 2者の代表により協定締結の署名及び記念撮影
- 協定書 別添のとおり



●報道機関等現場対応者 健康づくり課 保健予防・業務係 吉澤
連絡先048-594-5544

北本市と中外製薬株式会社との健康づくりにおける連携及び協力に関する協定

北本市（以下「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互に、健康づくりにおける連携及び協力を行うことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市民の健康づくりを推進する施策を通じて市民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。

- （1）生活習慣病の予防に関すること。
- （2）がん対策に関すること。
- （3）高齢者の健康に関すること。
- （4）地域の保健、医療、福祉関係者等を対象とした学習支援に関すること。
- （5）医療機関その他関係機関との連携に関すること。
- （6）その他健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 本協定に基づき、甲と乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に書面で相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保守の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、その有効期限は、協定締結日の属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 埼玉県北本市本町1丁目111番地
北本市
北本市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6
大宮センタービル8階
中外製薬株式会社
関東北・甲信越統括支店
埼玉支店長